

吉川市福祉の拠点整備基本計画（案）概要版

1. 基本計画の背景と目的

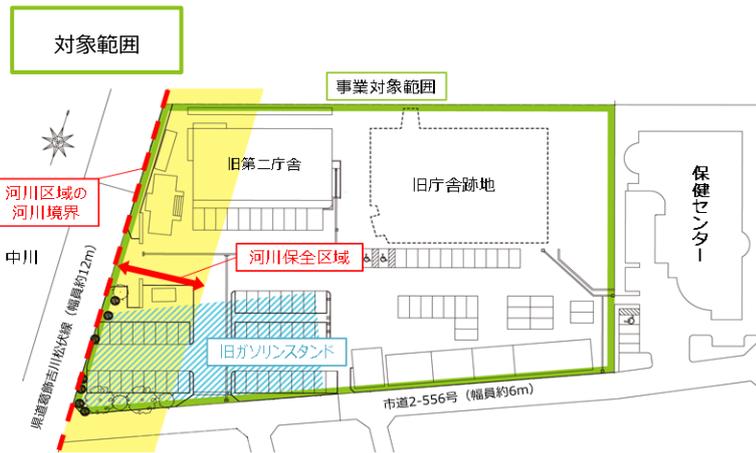
吉川市では、平成30年度に新庁舎へ移転し、旧庁舎跡地については、令和5年5月に作成した「吉川市庁舎跡地福祉の拠点整備基本構想」において、施設に求められる機能や施設整備方針をとりまとめ、民間活用を検討する項目として「高齢者の生きがいづくりの場」、「障がい者の生活支援の場」、「誰もが集える場」等の施設整備方針を示しました。

市では、子どもから高齢者、障がい者まで、市民の誰もがつながり、「生きがいづくり」が持てる生活や暮らしを支える環境を実現することを目的とし、基本構想を踏まえ、有識者や市民を含めた「吉川市福祉の拠点整備基本計画検討委員会」を設置し、導入機能や事業手法等の検討、サウンディング型市場調査を実施し、事業化に向けた検討を行い、本基本計画を策定するものです。

2. 敷地概要

計画敷地は、現在、旧第二庁舎と駐車場等があります。

旧第二庁舎には、吉川市社会福祉協議会が入居しています。



項目	内容等
所在地	吉川市吉川二丁目1番地1
敷地面積	7,181.16㎡
都市計画	市街化区域
用途地域	第一種住居地域
建ぺい率	60%
容積率	200%
地区計画	吉川第一地区 地区計画（建築物等の用途の制限、敷地面積、高さ等の制限なし）
防火指定	指定なし
浸水想定	0.5～3.0m未満
敷地内施設	旧第二庁舎、駐車場、英霊塔、吉川土地改良区記念碑
その他	吉川市都市計画マスタープランの「住環境維持・向上地区」※

※「住環境維持・向上地区」では特段の制限なし

3. 吉川市の現状

(1) 人口について

今後も吉川市の人口は増加し、高齢化率も同様に増加し、令和27年には29.3%になる見込みです。

(2) 障害者手帳等取得率の推移について

身体障害者手帳所持者数は横ばいですが、療育手帳所持者数や精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっています。

(3) 福祉サービス施設に関する状況について

福祉施設の現状を整理した結果、吉川市内での福祉サービス施設の定員充足率は、約8～9割の状況です。

今後の対応について

上記のような状況から、今後も高齢者や障害者手帳等を取得する方の増加が続くと予想されており、今後も福祉事業の必要性が高まるものと考えております。

4. 吉川市福祉の拠点整備基本計画検討委員会について

基本計画の策定にあたり、有識者や市議会議員、地域の方々などで構成される、「吉川市福祉の拠点整備基本計画検討委員会」を設置しました。

この検討委員会は、基本計画の策定に必要な、導入機能、財政負担、事業手法などについて検討し、その結果を市長に報告することを目的としたものです。

これまでに4回の検討委員会を開催し、各委員から提案された主な意見については次のとおりです。

主な意見
<ul style="list-style-type: none">・高齢者や障がい者のための避難所がほしい・障がい者のためのショートステイ機能、障がい者家族の逃げ場(シェルター)がほしい・音楽スペースがあれば若者が集まる・軽い運動やトレーニングできる場所・高齢者や子ども連れの母親など利用者同士が交流できる施設が良い・自治会が利用できる会議スペースがほしい・多世代交流という点で、乳幼児のスペースがあると良い

5. サウンディング型市場調査について

サウンディング型市場調査とは、事業に係る条件や概要を提示した上で民間事業者からの意見や提案を把握するものです。

今回の福祉の拠点整備にあたり、基本構想で示された「民間活用」による整備手法で福祉の拠点を整備した場合における、事業者の意向確認等を確認するとともに、民間事業者の意見やアイデアなどを把握し基本計画策定の参考とするため、サウンディング型市場調査を実施しました。

項目	主な意見
立地	<ul style="list-style-type: none">・市民の認知度も高く福祉施設的环境としては良好・吉川駅から離れており、最寄りのバス停からも遠い
施設内容	<ul style="list-style-type: none">・サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム・ドラッグストア・プール・飲食店
事業手法	<ul style="list-style-type: none">・定期借地権、PFI方式、リース方式・別企業が整備した施設にテナントとして入る
事業支援	<ul style="list-style-type: none">・定期借地権費用を安価に設定してほしい・事業の運営者や交流施設への補助をお願いしたい
課題	<ul style="list-style-type: none">・建設費や人件費の高騰・全ての要求事項(高齢者、障がい者、誰でも使える場)を必須とすると難しい

6. 福祉の拠点整備に関する課題

吉川市の現状、吉川市福祉の拠点整備基本計画検討委員会での意見、サウンディング型市場調査の結果等を受け、福祉の拠点整備に係る課題を次のとおり整理しました。

- ① 高齢者等の「生きがいづくり」のための活動ニーズへの対応が必要**
 - ・高齢者の社会参加の促進や日常生活の支援など、生きがいをもって生活できることや生活に不安を抱える高齢者への支援が必要。
 - ・福祉サービスは概ね行き届いていますが、「生きがいづくり」として高齢者や障がい者の働く場や、生活を豊かにするための趣味等の活動機会を増やすことへの対応が必要。
- ② 市民誰もが交流できる機会を提供することが必要**
 - ・年齢・障がいの有無に関わらず交流することが求められている。
 - ・「多世代交流できる拠点」のニーズがあるといわれている。
 - ・市民のだれもが分け隔てなく交流するためには、交流する空間やイベント提供など、交流する機会を提供することが必要。
- ③ いつでも相談できる場を提供することが必要**
 - ・「相談の内容にかかわらず、ここに行けばよい、というハードルが低い施設」「誰もが気軽に相談できる場所」などの相談窓口のニーズがある。
 - ・高齢者や障がい者、健常者や子育て世帯など、区切りをつけずに様々な人が相談に行きやすい施設が必要。

7. 福祉の拠点整備に関する方針

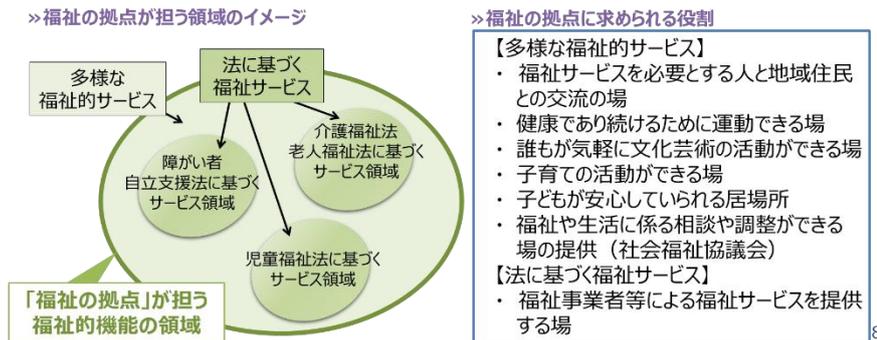
法に基づく社会福祉事業のサービスは、これまでも多様な福祉事業者により提供されてきました。

一方で、「6. 福祉の拠点整備に関する課題」のような、高齢者や障がい者が地域社会の一員として活躍できる場、多世代交流ができる場は市内に多くありません。そのため、「地域コミュニティを支える福祉的な拠点」として求められる役割は、法に基づく福祉サービスの提供拠点を含めた「福祉」をキーワードに官・民・地域が「福祉の拠点」でつながり、多様な福祉的サービスを提供・享受できる場となることであると考え、次のとおり整備コンセプトや基本方針、施設整備方針等をまとめました。

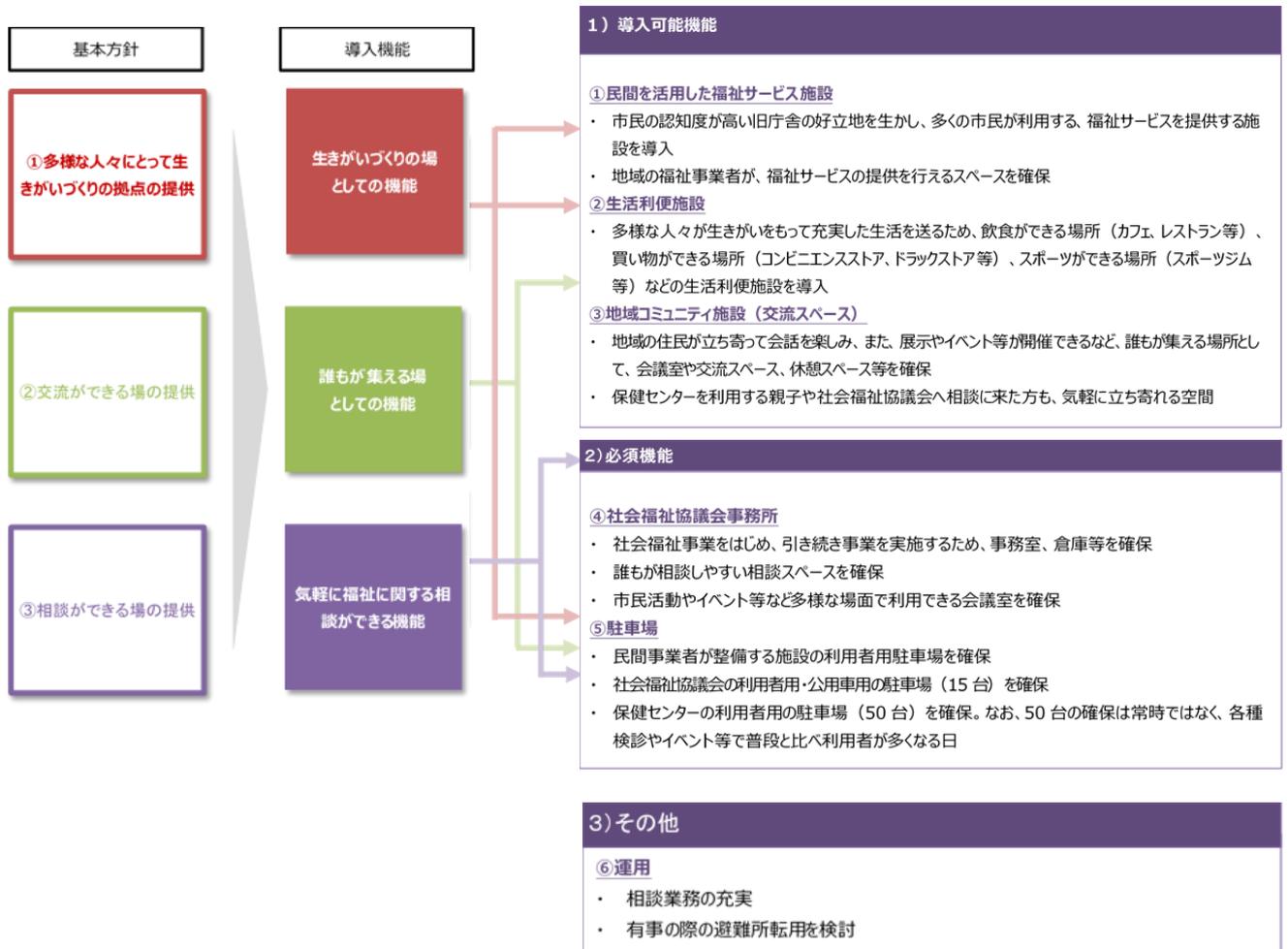
(1) 施設整備コンセプト

『市民の誰もがつながり、くらしを支える福祉の拠点』

- ・ 法に基づく福祉サービスの提供拠点を含めた「福祉」をキーワードに官・民・地域が「福祉の拠点」でつながり、多様な福祉的サービスを提供・享受できる場となること。



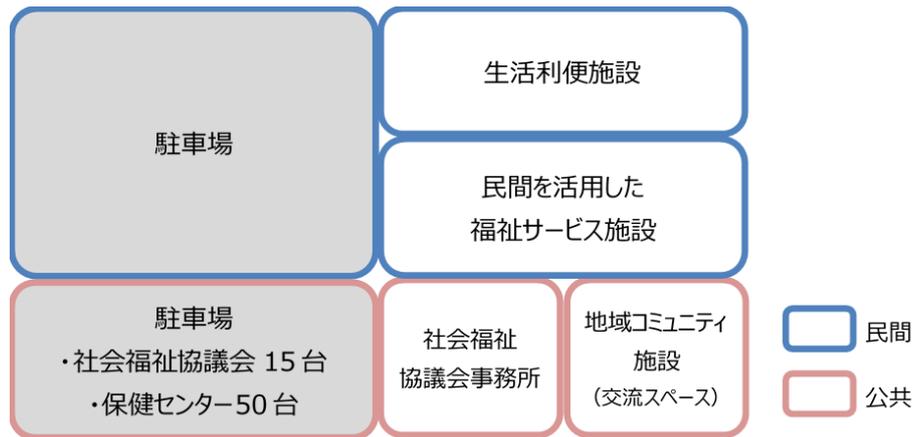
(2) 基本方針、導入機能・導入施設



8. 導入施設・負担

整理した導入機能・施設について、サウンディング型市場調査等を踏まえ、民間と公共(市)の負担の考え方を次のように整理しました。

- ・ 「民間を活用した福祉サービス施設」と「生活利便施設」は、民間事業者が整備し、運営します。
- ・ 「地域コミュニティ施設(交流スペース)」は、市の財政負担が生じる場合でも確保します。
- ・ 「社会福祉協議会事務所」は、使用する範囲を借り上げ、負担は市・社協で協議します。
- ・ 「駐車場」は、民間事業者が整備・運営し、市が必要な駐車場は借り上げ、もしくは市が整備します。



9. 事業スキーム（定期借地権の場合）

- ・ 福祉の拠点施設(建物、駐車場)は、民間事業者が整備します。
- ・ 社会福祉協議会事務所と地域コミュニティ施設は、民間施設に入居し、市が賃借します。
- ・ 市が必要な駐車場は、民間事業者が整備した上で市が賃借、または、市による整備とします。

